

## ○岡山市資源回収推進団体報奨金交付要綱

### (趣旨)

第1条 資源の再利用及びごみの減量を図るため、自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会、子供会等市民団体(以下「団体」という。)に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる資源化物を回収する事業とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) ビン類
- (4) 金属類
- (5) その他有価物

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、第6条の規定により資源回収推進団体として登録されているものでなければならない。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、資源回収重量1キログラムについて5円とする。

2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (資源回収推進団体の登録)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、資源回収推進団体登録申込書(様式第1号)により、市長に登録を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出を行った団体が、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすと認めるときは、当該団体を資源回収推進団体として登録するものとする。

- (1) 地域住民で構成すること。
- (2) 資源化物の回収を年1回以上実施すること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 資源化物の回収を市の資源化物収集日とは別の日に実施すること。ただし、やむを得ず市の資源化物収集日と同じ日に実施する場合は、市が収集する資源化物ステーションとは別の場所で実施すること。

3 登録を受けた資源回収推進団体が、複数年度にわたって活動を行う場合であっても、登録の更新手続は要しないものとする。

4 登録を受けた資源回収推進団体の団体名、代表者及び振込先に変更がある場合は、資源回収推進団体登録変更・廃止届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

5 登録を受けた資源回収推進団体が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、市長はその登録を抹消することができる。

- (1) 当該登録を受けた資源回収推進団体から、団体を廃止する旨を届出があったとき。
- (2) 登録日から2年間補助金の交付申請を行わないとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段を用いて登録を受け、又は規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたとき。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱の定める条項の適用を受けることについて同意した上で、資源回収推進団体報奨金交付申請書(様式第3号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 4月から9月までの資源回収分 10月1日から10月31日
- (2) 10月から3月までの資源回収分 3月1日から3月31日

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 資源回収買上明細書(様式第4号)

(2) 古紙類については、回収量が印字された計量伝票又はその写し

(決定の通知)

第8条 規則第8条に規定する通知は、補助金の申請時に資源回収推進団体報奨金交付申請書の報奨金決定金額欄に補助金額を記入することによって行うものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に廃止前の岡山市資源回収推進団体報償金交付要綱第6条第1項の規定により資源回収推進団体として登録を受けているものは、施行日に、資源回収推進団体として登録を受けたものとみなす。